資料2

前回会議における指摘事項について

平成23年2月26日 内閣官房社会保障改革担当室

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成15年法律第58号)

行政機関個人情報保護法では、個人情報の不適正な取扱いによって個人の権利利益が侵害されることがないよう、行政機関が個人情報を保有するに当たり、利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならず、また、本人から個人情報を取得するときは利用目的をあらかじめ明示しなければならないこととされている。

(参考) 行政機関個人情報保護法 抜粋

(個人情報の保有の制限等)

- 第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に 限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲 を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

- 第四条 行政機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第24条及び第55条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。
 - 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する おそれがあるとき。
 - 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等(中略)、地方公共団体又は地方独立行政法人(中略)が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

地域における「新たな支え合い」を求めて一住民と行政の協働による新しい福祉ー(抜粋)

厚生労働省 これからの地域福祉のあり方に関する研究会 報告書(平成20年3月31日)

V. 留意すべき事項

- 3. 情報の共有と個人情報の取扱い
- すでに述べたとおり、<u>地域における生活課題を発見し、解決につなげていくには、関係者の情報共有が重要</u>である。専門的な対応を要する事例を公的な福祉サービスにつなぐために情報共有が必要であることはもちろんであるが、災害時の対応においても、地域の要支援者情報の共有が進んでいるかどうかは大きな違いを生む。共有が進んでいない場合には、災害時の安否確認や、避難支援といった災害発生後の要支援者に対する支援が迅速かつ適切に行われなかったとの指摘もある。
- 〇 一方で、平成17年4月に施行された<u>個人情報保護法をめぐって、名簿の作成中止、</u> 関係機関に対する必要な情報提供の抑制など、「過剰反応」といわれる状況が一部に みられている。
- 〇 個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益の保護を目的 としたものであり、住民本人の同意を得て個人情報を関係機関と行政機関が情報収集 する場合や、個人情報保護条例において第三者提供できる場合を明確化して収集する 場合については、関係機関と行政機関が個人情報を共有することは問題ない。
- 〇 市町村は、<u>個人情報保護法のルールに則って冷静に判断し、地域福祉の推進に必</u>要な個人情報を、積極的に関係機関と共有する必要がある。

民生委員に対する個人情報の提供状況等について

【調査の概要】

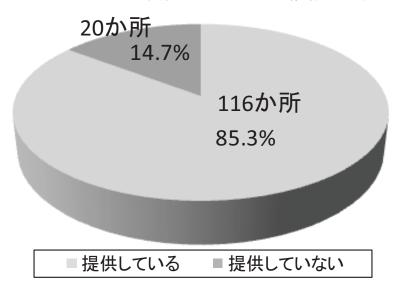
〇調査対象:各都道府県ごとに、①30万人以上市、②30万人未満市、③町村から各1か所を抽出

※30万人以上の市がない都道府県にあっては管内で最も人口の多い市を選定

〇回答数:136市町(回収率96.5%) 〇調査時点:平成22年9月1日現在

- 民生委員に対して何らかの個人情報を提供している市町村は85.3%である。
- 町村に比べ、市の方が個人情報の提供に積極的である。

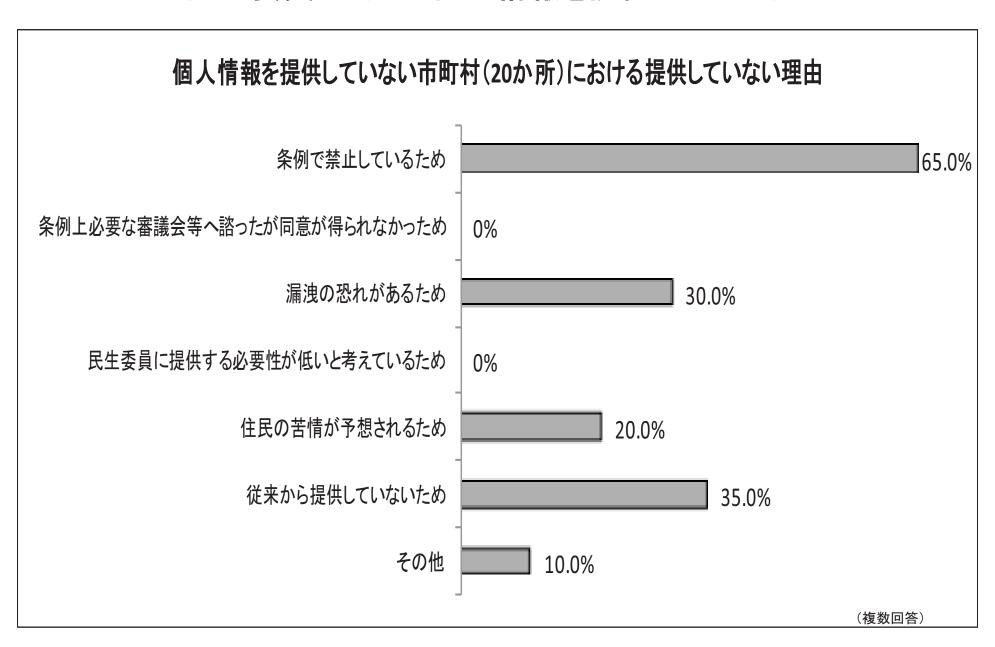
【市町村における民生委員に対する個人情報の提供状況】



(規模別市町村数)

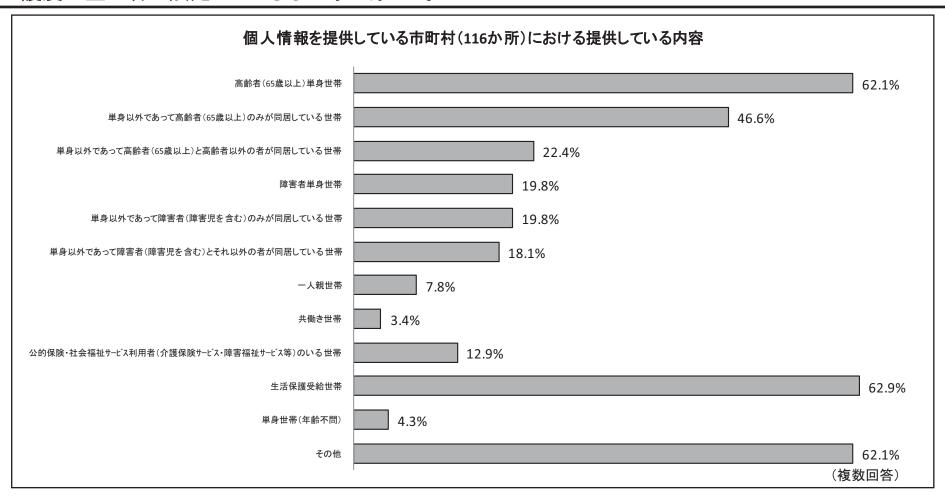
	提供している		提供していない	
①人口30万人以上市	41	93.2%	3	6.8%
②人口30万人未満市	41	87.2%	6	12.8%
③町村	34	75.6%	11	24.4%
合 計	116	85.3%	20	14.7%

民生委員に対して個人情報を提供しない理由



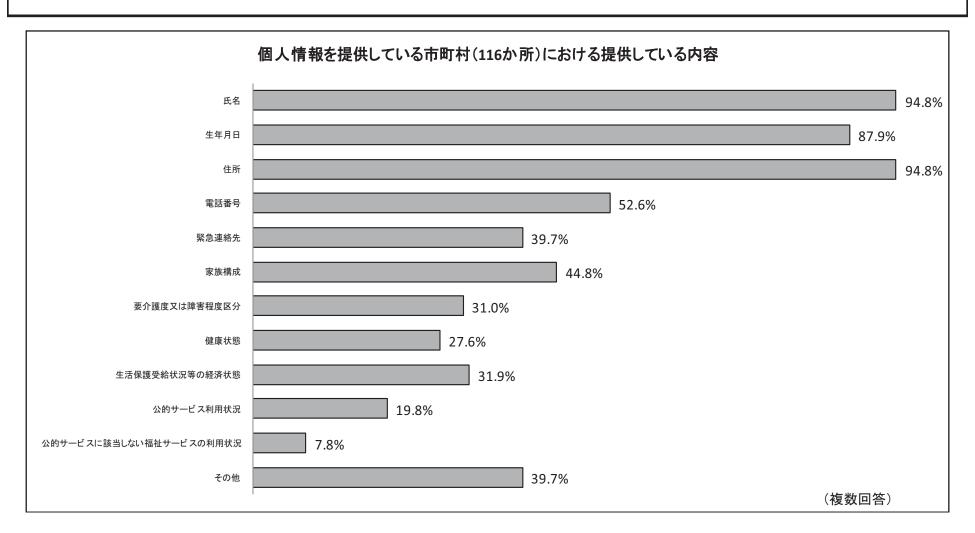
民生委員に対して提供している個人情報の内容①

- 情報提供している市町村の中で、「生活保護受給世帯」の情報は62.9%、「高齢者(65歳以上)単身世帯」の情報は62.1%、「単身以外であって高齢者(65歳以上)のみが同居している世帯」の情報は46.6%の市町村が提供している。
- 〇 「その他」には、災害時要援護者の他、高齢者を75歳以上等に限定しているもの、障害の程度や要介 護度が重い者に限定しているもの等があった。



民生委員に対して提供している個人情報の内容②

- 情報提供している市町村にあっては、氏名・生年月日・住所は、8割以上の市町村が提供している。
- 一般的に民生委員の活動に必要と考えられる「要介護度又は障害程度区分」、「健康状態」、「生活保護受給状況等の経済状態」等の個人情報を提供している市町村は、約3割であった。
- 〇「その他」には、世帯主名、居住環境、支援者名、職業、学校名等があった。



民生委員に対する個人情報の提供状況を踏まえた 今後の対応について

- 1 民生委員に対する個人情報の提供等に関する事例集を作成し、 自治体等に対して提供
 - 今回の調査対象市町村のうち、民生委員に何らかの個人情報を提供している市町村は85.3%である。その中で、高齢者単身世帯であるとの情報を提供している市町村が62.1%である。すなわち、このような個人情報を提供している市町村は約半数である。
 - 〇 個人情報の提供に慎重な自治体の問題意識に対応し、今後、積極的に個人情報を 提供している好事例を収集し提供する。
- 2 個人情報の適切な取扱についての自治体に対する通知の発出
 - 〇 民生委員には守秘義務があるため、1の事例集等を踏まえて民生委員活動に必要な個人情報の提供を行うよう要請する。
 - 民生委員の保有する個人情報が第三者に漏洩することがないよう、個人情報の適切な管理方法等に関する研修が自治体や関係団体等において強化されるよう要請する。

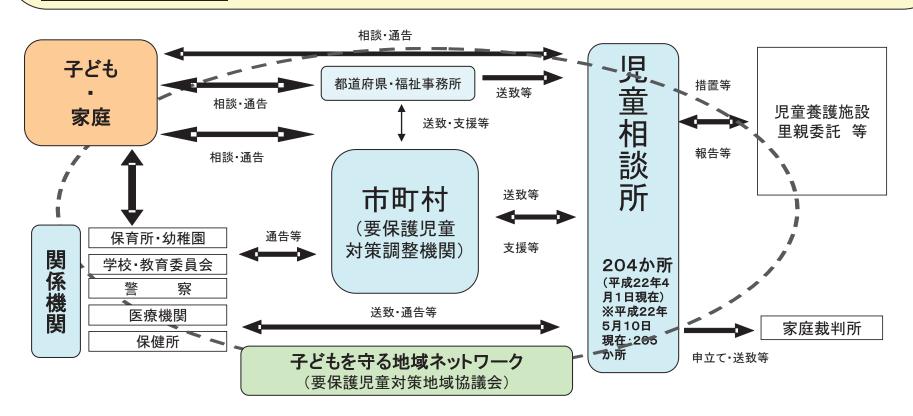
(注)民生委員について

民生委員は特別職の地方公務員とされており、要援助者の生活に関する相談、助言や福祉サービスの利用援助等を行う。また、無報酬であり、活動費が支給されている。現在の数は、全国に約23万人である。

地域における児童虐待防止のシステムについて

(要保護児童対策地域協議会)

- 〇 従来の児童虐待防止対策は、児童相談所のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、 「市町村」も虐待の通告先となり、「市町村」と「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている
- 市町村虐待相談対応件数 平成17年度 40,222件 → 平成21年度 57,299件
- 各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進んでいる(平成22年4月1日現在、95.6%の市町村で設置(任意設置の虐待防止ネットワークを含むと98.7%))。
- 〇 平成20年の児童福祉法改正法により、21年4月より、協議会の支援対象について、これまでの要保護児童に加え、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援を必要とする児童や出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦も追加された。
- <u>個人情報保護については、児童福祉法において、協議会を構成する者等は協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしては</u>ならない旨規定されている(別添)。



〇児童福祉法(昭和22年法律第164号) (抄)

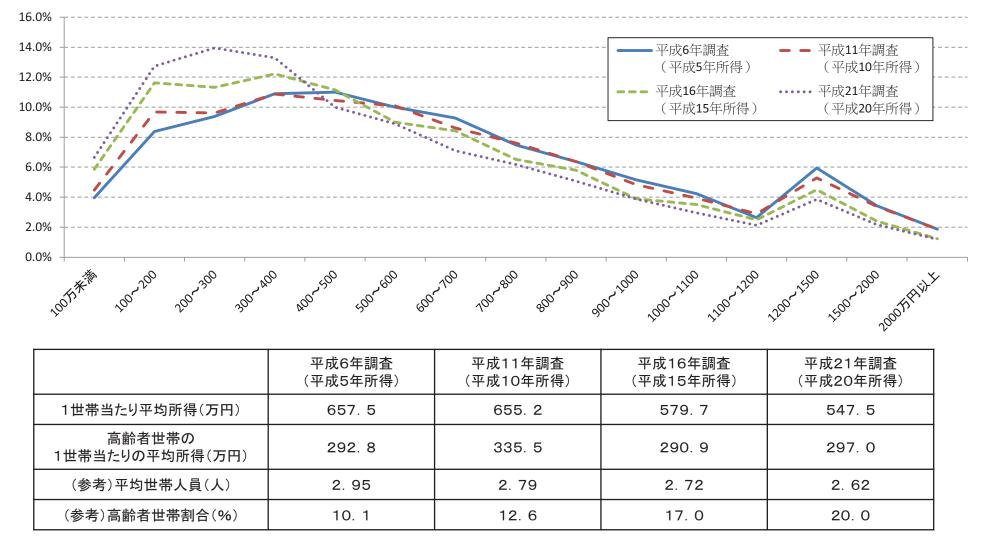
- 第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。
- 2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

3~6 (略)

- 第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 第二十五条の五 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該<u>各号</u> に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

世帯所得分布等の推移について

○1世帯当たりの平均所得金額は減少傾向、所得分布でみると低所得世帯が増加傾向。 なお、世帯人員数が減少傾向にあることや、他の世帯に比べて所得の低い高齢者世 帯の割合が年々増加していることに留意が必要。



【資料等】「国民生活基礎調査」(厚生労働省)、また、高齢者世帯とは「65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯」をいう。